

平成 26 年 8 月 8 日

都道府県高等学校野球連盟

理事長、専務理事、代表理事 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟

審議委員長 西 岡 宏 堂

部員不足による連合チームの特別措置運用について

当連盟は、平成 24 年 5 月 24 日付（日本高野連発第 12-0013 号）で「部員不足による大会参加の特別措置について」を決定しております。全国的に見ましても、硬式、軟式を合わせて、昨年秋季大会では 66、本年春季大会では 58、今夏の選手権大会には 41 チームがこの特別措置で大会へ出場しています。

これまで 2 年間、この特別措置について審議委員会で審議を行ってまいりましたが、最近の申請内容を見ますと、本来の主旨と相違した内容の申請が見受けられるようになりましたので、この特別措置の主旨について今一度確認させていただきます。

この特別措置の背景には、少子化の進展に伴い、小規模校が増加したことをはじめ、様々な状況が考えられますが、慢性的に部員の確保が難しい学校などに対して、大会参加の機会を確保出来るようにしたいという考えがありました。

しかしながら、最近の申請を拝見しますと、安易に特別措置の申請を行っているのではと思わざるを得ない内容や、各都道府県大会の選手登録の上限人数を超える部員数で申請を行うチームも散見されます。

今後、このような事例が増加しますとこの制度自体を見直さなければならない事態が発生する可能性があります。

言うまでもなく高校野球の試合は学校対抗が大前提です。

大会参加者資格規定第 3 条にも、明確にその旨が記載されております。

これまでの事例を踏まえて、別紙に特別措置の基本的な考え方を今一度記しますので、各都道府県高等学校野球連盟におかれましては、その内容について、加盟校へ周知徹底の程よろしくお願い申し上げます。

※併せて、申請書類の様式についても変更しましたので、今後は別紙の様式をご使用いただきますよう、よろしくお願い致します。

以 上

<部員不足による連合チームの特別措置の運用について>

(1) 加盟校の大会参加について

大会参加者資格規定第3条「参加チームは、その学校の代表である」の規定通り、加盟校がこの特別措置ありきで大会参加を検討する事は望ましいとは言えません。

あくまでも、校内で積極的に部員確保に取り組んでいただき、致し方のない状況に陥った場合にのみ、特別措置を検討してください。

(2) 部員数の原則的な上限について

部員の大会への参加機会を確保しようという特別措置の主旨を考えれば、各都道府県大会で定める大会への選手登録人数を超える部員数で連合チームを申請する事は望ましくありません。

(3) 連合チーム編成時の具体的事例について

当連盟へ申請のあった事例として、秋季大会、春季大会へ同一学校の組み合わせで大会参加の申請をし、夏の大会へも同じ組み合わせで申請を行ったが、夏の場合は3学年揃っており、結果的に当該県の登録人数を上回る人数で申請をするケースが散見されます。

原則的に当該都道府県連盟が規定している登録人数の範囲内で連合チームを編成するよう、加盟校へご指導ください。

(4) 都道府県高等学校野球連盟から加盟校への指導について

上記(3)の例を見ますと、当該県では春季大会は3月下旬から開幕しておりました。従って、この県では春季、秋季大会は例年1、2年生の2学年しか在籍しておりません。夏の選手権大会のみが3学年揃う唯一の大会です。

春季大会終了後、連合チームとして参加した当該校では新入部員の入部に伴い、夏の選手権大会参加へ向けて、申請の組み合わせなどを再検討することが予想されます。

上記の内容を踏まえて、当該連盟と当該校が早い段階（春季大会の時点）で選手権大会へ向けて、大会参加に関して入念な打合せを行う事が肝要です。

なお、判断しかねる事例などは当連盟にご相談ください。

全国の加盟校が同一のルールを運用し、大会に臨むという大前提がありますので、都道府県高等学校野球連盟及び加盟校の皆様におかれましては、その主旨をご理解いただきますようお願い致します。